

第5章

子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、市内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。ただし、今後は保育の量の確保については、地域ごとに需要量の差が生じることが想定されることから、市内エリアごとに設定します。

2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係)

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市に居住する子どもについて、「幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の現在の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

- 3－5歳 幼児期の教育を受ける子ども（第19条第1号に該当：教育標準時間認定）
- 3－5歳 保育の必要性のある子ども（第19条第2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- 0－2歳 保育の必要性のある子ども（第19条第3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(1) 量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口（各年9月30日現在）をもとに、令和元年度から令和5年度までの5年間平均の人口（変化率）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、過去の利用実績や児童数の推計値を加味した上で算出しました。



こども家庭庁：第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）

(2) 前期計画の振り返り

【教育・保育 量の見込み】

前期計画期間中、当初及び中間見直し時の人口推計よりも、対象年齢児の人口が減少したことに伴い、3号認定（0歳）を筆頭に利用者が減少しました。

《計画当初》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	2,993人	2,875人	2,817人	2,785人	2,788人
2号認定	3,516人	3,377人	3,309人	3,270人	3,275人
3号認定(0歳)	946人	972人	996人	1,007人	1,020人
3号認定(1・2歳)	2,577人	2,694人	2,736人	2,759人	2,770人
合計	10,032人	9,918人	9,858人	9,821人	9,853人

《実績(令和5年度まで)》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定	2,587人	2,435人	2,223人	2,004人
2号認定	3,932人	3,847人	3,728人	3,649人
3号認定(0歳)	819人	802人	731人	692人
3号認定(1・2歳)	2,548人	2,607人	2,513人	2,500人
合計	9,886人	9,691人	9,195人	8,845人

【確保方策の方向性】

教育・保育の量の見込み（利用者ニーズ）を上回る確保方策（施設受入体制）を提供することができました。

引き続き量の見込みと確保方策のバランスが取れた適正な規模の確保方策を提供します。

《計画当初》

	令和2年度 10,032人			令和3年度 9,918人			令和4年度 9,858人			令和5年度 9,821人			令和6年度 9,853人		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
確保方策(計)	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790
特定教育 保育施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
特定地域型 保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
確認を受けない 幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
認可外 保育施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100

《実績(令和5年度まで)》

	令和2年度 10,531人			令和3年度 10,569人			令和4年度 10,995人			令和5年度 10,684人		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
確保方策(計)	3,370	3,764	3,397	3,179	3,935	3,455	3,085	4,125	3,785	2,840	4,090	3,754
特定教育 保育施設	3,030	3,724	3,218	2,870	3,854	3,267	2,784	4,058	3,615	2,549	4,059	3,557
特定地域型 保育事業	0	14	28	0	13	35	0	12	25	0	6	29
確認を受けない 幼稚園	340	0	0	309	0	0	301	0	0	291	0	0
認可外 保育施設	0	26	151	0	68	153	0	55	145	0	25	168

(3) 量の見込みと確保方策

【教育・保育の量の見込み】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	1,626人	1,437人	1,285人	1,163人	1,051人
2号認定	3,646人	3,522人	3,455人	3,446人	3,444人
3号認定(0歳)	686人	674人	659人	647人	636人
3号認定(1・2歳)	2,489人	2,484人	2,485人	2,482人	2,476人
合計	8,447人	8,117人	7,884人	7,738人	7,607人

【確保方策の方向性】

教育・保育の量に係る需給については、令和5年度までの実績及び推移（減少傾向）を勘案すると、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおりますが、共働き世帯割合の増加等により、1号認定より2号認定と3号認定（1・2歳児）の減少傾向は緩やかになると予測しております。

なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、地域ごとに適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

		量の 見込み	確保方策				合計 (再掲)
			特定教育 特定保育	特定地域型 保育事業	確認を受け ない幼稚園	認可外 保育施設	
令和7年度 8,447人	1号認定	1,626人	1,396人	0人	230人	0人	1,626人
	2号認定	3,646人	3,609人	11人	0人	26人	3,646人
	3号認定	3,175人	2,976人	19人	0人	180人	3,175人
令和8年度 8,117人	1号認定	1,437人	1,207人	0人	230人	0人	1,437人
	2号認定	3,522人	3,485人	11人	0人	26人	3,522人
	3号認定	3,158人	2,959人	19人	0人	180人	3,158人
令和9年度 7,884人	1号認定	1,285人	1,055人	0人	230人	0人	1,285人
	2号認定	3,455人	3,418人	11人	0人	26人	3,455人
	3号認定	3,144人	2,945人	19人	0人	180人	3,144人
令和10年度 7,738人	1号認定	1,163人	933人	0人	230人	0人	1,163人
	2号認定	3,446人	3,409人	11人	0人	26人	3,446人
	3号認定	3,129人	2,930人	19人	0人	180人	3,129人
令和11年度 7,607人	1号認定	1,051人	821人	0人	230人	0人	1,051人
	2号認定	3,444人	3,407人	11人	0人	26人	3,444人
	3号認定	3,112人	2,913人	19人	0人	180人	3,112人

エリア別の量の見込み

市内地域の現状や特性、大規模な宅地開発等による量的な変動要素のほか、アンケートの統計処理上の条件等も勘案した中で、「佐世保市都市計画マスタープラン」（令和3年3月策定）の地域連携・調和エリアとして設定されている以下の6つのエリア別に量の見込みを行っております。

6つのエリア

- 1 佐世保中央〔本庁・宇久行政センター管内〕
- 2 相浦〔相浦・黒島支所管内〕
- 3 東部〔早岐・針尾・江上・宮・三川内支所管内〕
- 4 日宇〔日宇支所管内〕
- 5 中北部〔中里皆瀬・大野・柚木支所管内〕
- 6 北部〔吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町支所管内〕



エリア	認定選別	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
本庁 宇久	1号認定	451人	377人	311人	265人	237人
	2号認定	1,011人	924人	838人	785人	778人
	3号認定(0歳)	168人	164人	160人	155人	150人
	3号認定(1・2歳)	594人	588人	585人	581人	575人
	合計	2,224人	2,053人	1,894人	1,786人	1,740人
相浦 黒島	1号認定	215人	191人	174人	168人	152人
	2号認定	483人	467人	467人	498人	499人
	3号認定(0歳)	103人	101人	98人	96人	95人
	3号認定(1・2歳)	371人	370人	370人	368人	365人
	合計	1,172人	1,129人	1,109人	1,130人	1,111人
早岐 針尾 江上 宮 三川内	1号認定	347人	311人	278人	242人	219人
	2号認定	778人	762人	746人	717人	716人
	3号認定(0歳)	144人	142人	139人	136人	133人
	3号認定(1・2歳)	518人	517人	518人	518人	517人
	合計	1,787人	1,732人	1,681人	1,613人	1,585人
日宇	1号認定	263人	239人	234人	217人	199人
	2号認定	589人	586人	629人	643人	653人
	3号認定(0歳)	125人	124人	123人	123人	124人
	3号認定(1・2歳)	449人	456人	463人	468人	475人
	合計	1,426人	1,405人	1,449人	1,451人	1,451人
中里皆瀬 大野 柚木	1号認定	237人	219人	199人	190人	171人
	2号認定	531人	537人	535人	564人	560人
	3号認定(0歳)	103人	101人	98人	97人	95人
	3号認定(1・2歳)	391人	388人	386人	385人	384人
	合計	1,262人	1,245人	1,218人	1,236人	1,210人
吉井 世知原 小佐々 江迎 鹿町	1号認定	113人	100人	89人	81人	73人
	2号認定	254人	246人	240人	239人	238人
	3号認定(0歳)	43人	42人	41人	40人	39人
	3号認定(1・2歳)	166人	165人	163人	162人	160人
	合計	576人	553人	533人	522人	510人

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係)

(1) 前期計画の振り返り

前期計画期間中、当初及び中間見直し時の人口推計よりも、対象年齢児の人口が減少したこと、及び、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、事業実績は、一部を除き減少傾向となりました。

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類と位置づけられた令和5年度以降、利用状況が回復傾向を示す事業も一部ありますが、人口の減少傾向は続いていることから、今後も引き続き、情勢の推移を見定めつつ、必要な体制を維持・整備する必要があります。

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 当初計画算定値
① 利用者支援事業	基本型 特定型	1か所	0か所	0か所	0か所	1か所
	母子 保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 妊婦健康診査 (受診人数・延べ受診回数)		1,815人 21,648回	1,703人 19,378回	1,609人 18,259回	1,463人 16,285回	1,840人 22,080回
③ 乳児家庭全戸訪問 (対象者のうち訪問人数)		1,657人 (電話1,123人)	1,503人 (電話1,021人)	1,388人	1,484人	1,910人
④-イ 養育支援訪問事業 (延べ訪問世帯数)		112件	117件	97件	134件	170件
④-ロ 子どもを守る地域ネット ワーク機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 子育て短期支援事業 (延べ利用人数)		93人	57人	109人	100人	130人
⑥ 地域子育て支援拠点事業 (月あたり延べ利用人数)		4,932人	4,483人	5,226人	5,995人	7,950人
⑦ ファミリーサポートセンター事業 (延べ利用人数)		2,212人	2,332人	3,009人	2,718人	1,810人
⑧ 放課後児童健全 育成事業	量の見込 (利用実人数)	2,757人	2,634人	2,536人	2,609人	3,082人
	確保方策 (利用定員数)	2,975人	2,965人	2,965人	2,986人	3,255人
⑨ 一時預かり事業 (延べ利用人数)	幼稚園 在園児	104,896人	118,714人	119,071人	126,322人	153,340人
	幼稚園 在園児以外	2,327人	1,959人	1,886人	2,300人	3,670人
⑩ 延長保育事業 (利用実人数)		3,069人	2,947人	2,880人	2,912人	3,670人
⑪ 病児保育事業 (利用実人数)		1,603人	1,579人	1,121人	1,831人	3,200人
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う 事業		一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力 活用事業		未実施	未実施	未実施	未実施	実施検討

(2) 地域子ども・子育て支援事業における新規事業

法改正等に伴い、今回の子ども・子育て支援事業計画から、既存の事業体系に加えて、6事業を追加します。

I 令和4年児童福祉法改正（令和6（2024）年4月1日施行）関連

1) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐもの。

2) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもの。

3) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るもの。

II 子ども・子育て支援法等改正（令和7年（2025年）4月1日施行予定）関連

4) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付及び包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施するもの。

5) 乳児等通園支援事業

【事業内容】

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うもの。

6) 産後ケア事業

【事業内容】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うもの。

(3) 地域子ども・子育て支援事業における運用見直し

産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援の強化を目的とし、令和6年度から、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施体制を見直しています。



(4) 地域子ども・子育て支援事業と本計画の各施策との関連

既存13事業及び新規6事業と、本計画の各施策との関連性は下表のとおりとします。

施策1	施策2
① 利用者支援事業	⑩ 地域子育て支援拠点事業
② 妊婦等包括相談支援事業 新	⑪ ファミリーサポートセンター事業
③ 妊婦健康診査	⑫ 放課後児童健全育成事業
④ 産後ケア事業 新	
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	施策3
⑥-イ 養育支援訪問事業	⑬ 一時預かり事業
⑥-ロ 子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業	⑭ 延長保育事業
⑦ 子育て世帯訪問支援事業 新	⑮ 病児保育事業
⑧ 子育て短期支援事業	⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑨ 親子関係形成支援事業 新	⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑱ 乳児等通園支援事業 新
	施策を支える包括的な取組
	⑲ 児童育成支援拠点事業 新

(5) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

(6) 量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

【事業内容】

教育・保育施設や地域の子育て支援について情報収集を行うとともに、利用希望者への相談に応じ、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

基本型	地域子育て支援拠点等の身近な場所から、地域における子育て支援のネットワークを利用しながら、子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
特定型	主に市区町村の窓口で、子どもとその保護者が幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
こども家庭センター型	妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ間なく対応する事業

【今後の方向性】

○基本型・特定型

「基本型・特定型」としての利用者支援は、本計画では採用しませんが、利用者へのサービス低下とならないよう、各窓口において十分に連携するなど、支援体制を維持してまいります。

○こども家庭センター型

令和6年度「すこやか子どもセンター」の設置に伴い、「母子保健型」から「こども家庭センター型」へ移行し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び、増進に関する包括的な支援並びに、すべての子どもと家庭に対して、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応していきます。

【確保方策の方向性】

市（子ども未来部窓口＜すこやかプラザ＞）において、利用者への支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※量の見込み及び確保方策における「こども家庭センター型」が1か所のみであるため、「量の見込みの算出方法」は省略

② 妊婦等包括相談支援事業《新規》

【事業内容】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付及び包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施します。

【今後の方向性】

市（子ども未来部窓口＜すこやかプラザ＞）において、利用者への支援を行います。

【量の見込みの算出方法】

妊娠届出数：0歳人口推計値から引用しました。

妊娠8か月アンケート：0歳人口推計値から引用しました。

乳児家庭全戸訪問数：⑤乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みを引用しました。

【確保方策の方向性】

妊娠届出時及び乳児家庭全戸訪問時の面談、及び妊娠8か月時のアンケートを実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届出数 1,457件 妊娠8か月アンケート (書面)1,457人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,370人 合計回数 4,284回	妊娠届出数 1,423件 妊娠8か月アンケート (書面)1,423人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,340人 合計回数 4,186回	妊娠届出数 1,388件 妊娠8か月アンケート (書面)1,388人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,300人 合計回数 4,076回	妊娠届出数 1,357件 妊娠8か月アンケート (書面)1,357人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,280人 合計回数 3,994回	妊娠届出数 1,326件 妊娠8か月アンケート (書面)1,326人 乳児家庭全戸訪問数 (面談)1,250人 合計回数 3,902回
確保方策	4,284回	4,186回	4,076回	3,994回	3,902回

③ 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【今後の方向性】

母子健康手帳の交付数（出生数）の減少に伴い、妊婦健診の受診者数・回数が減少する傾向にあり、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおります。

【量の見込みの算出方法】

（受診人数）：令和5年度の受診率（＝受診人数／0歳人口[95.19%]）を、令和7年度以降の0歳人口（推計値）に乗算して算出しました。

（延べ受診回数）：受診人数に、令和元年度から令和5年度までの5年間の一人当たりの平均受診回数（11回）を乗算して算出しました。

【確保方策の方向性】

産科医療機関において、14回の妊婦健康診査を継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （受診人数） （延べ受診回数）	1,387人 15,257回	1,354人 14,894回	1,321人 14,531回	1,292人 14,212回	1,262人 13,882回
確保方策 （実施場所） （検査項目） （実施時期）	・実施場所：医療機関 ・検査項目 「問診及び診察」、「血圧・体重測定」、「尿化学検査」、「超音波検査」、 「ABO血液型」、「Rh血液型」、「梅毒血清反応検査」、「B型肝炎抗原検査」、 「C型肝炎抗体検査」、「グルコース」、「貧血」、「HIV検査」、「不規則抗体」、 「風疹ウイルス抗体価検査」、「クラミジア抗原検査」、「グルコース50 get」、 「ATL抗体検査」、「一般細菌培養GBS」、「子宮頸がん検診（液状細胞療法）」 ・実施時期：随時実施				

④ 産後ケア事業《新規》

【事業内容】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

【今後の方向性】

母子健康手帳の交付数（出生数）の減少の傾向がある一方、令和6年4月から、本事業の利用者負担額について、減免支援を導入したことにより、利用件数は増加傾向にあります。

【量の見込みの算出方法】

利用者負担額の減免支援を開始した、令和6年度の利用実績の見込みから、月ごとの延べ利用人数を140人と見込み、算出しました。

【確保方策の方向性】

病院・診療所・助産院において実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ人数)	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人
確保方策 (延べ人数)	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。

【今後の方向性】

出生数の減少に伴い、対象者数が減少する傾向にあり、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでいます。

なお、令和6年度から、乳児家庭全戸訪問事業の訪問体制の見直しを行い、当該内容に伴う数値の変更を行っております。

【量の見込みの算出方法】

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの5年間の対象児数※の割合（対象児数／0歳児人口）の平均[94.0%]令和7年度以降の0歳人口（推計値）に乘算し、訪問対象ごとの人数を割り当て、算出しました。

※対象児数：0歳人口から転出・里帰り等を除した数

【確保方策の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業実施体制

訪問対象	訪問実施者
妊娠中から要管理妊婦	保健師
未熟児等・第1子目	委託助産師
第2子目以降	家庭訪問員

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (対象者数)	1,370人	1,340人	1,300人	1,280人	1,250人
確保方策(実施体制)	- 市(すこやか子どもセンター)において実施 家庭訪問員(令和6年度:10人)、委託助産師(令和6年度:8人)が訪問 - 家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者				

⑥ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(イ) 養育支援訪問事業

【事業内容】

児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。

(家事支援、育児に係る相談＜母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等＞)

【今後の方向性】

令和6年度については、「すこやか子どもセンター」の設置に伴う業務見直しにより、委託助産師の専門的相談支援に特化することとし、初産婦、低出生体重児等の産婦に対し、助産師が家庭訪問にて、児の体重測定等、発育・発達の確認や育児相談、産後の健康管理等を行い、育児不安等の解消や養育技術の提供を行っております。

【量の見込みの算出方法】

⑤乳児家庭全戸訪問事業における量の見込み算定後、本事業の対象である、委託助産師による対象件数（未熟児・第1子目）から算出しました。

【確保方策の方向性】

市（すこやか子どもセンター）において実施します。

委託助産師（令和6年度：8人）が訪問します。

育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ訪問世帯数)	576件	565件	549件	542件	530件
確保方策 (実施体制)	・市(すこやか子どもセンター)において実施 ・委託助産師(令和6年度:8人)が訪問 ・育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援				

(ロ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。

【今後の方向性】

引き続き、佐世保市子ども安心ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）等を通して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努め、子どもを守るための包括的なサポートを行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施の有無 (実施体制)	実施	実施	実施	実施	実施
	「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを実施				

※量の見込み及び確保方策を「実施の有無」で判断するため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略



⑦ 子育て世帯訪問支援事業《新規》

【事業内容】

児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。

（家事支援、育児に係る相談＜母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等＞）

【今後の方向性】

人口減少による影響等にかかわらず、本事業を必要とされる方にとってのセーフティーネットとして、受入体制を十分に確保する必要があると考えられ、実績如何にかかわらず体制を整備する必要があると考えます。

【量の見込みの算出方法】

令和6年度の利用見込み（120人）をもとに算出しました。

【確保方策の方向性】

市（すこやか子どもセンター）において実施します。

訪問支援員が訪問します。

家事支援・育児支援・相談支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （延べ人数）	120人	120人	120人	120人	120人
確保方策 （実施体制）	・市（すこやか子どもセンター）において実施 ・家事や育児に対して不安を抱える家庭に対する家事・育児・相談支援				

⑧ 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業です。

【今後の方向性】

近年、本事業の利用理由として「育児負担に対するレスパイト」が増加しており、人口減少による影響等にかかわらず、本事業を必要とされる方にとってのセーフティーネットとして、受入体制を十分に確保する必要があると考えられ、実績如何にかかわらず体制を整備する必要があると考えます。

【量の見込みの算出方法】

直近の実績及び親子入所を含めた数値（210人）として算出しました。

【確保方策の方向性】

子育て短期支援事業を継続して実施します。

児童養護施設（4施設＜市内2施設＞）や里親等に委託して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	210人	210人	210人	210人	210人
確保方策 (延べ利用人数)	210人	210人	210人	210人	210人

⑨ 親子関係形成支援事業《新規》

【事業内容】

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【今後の方向性】

令和6年度から、同趣旨の事業である、「ペアレントプログラム」に取り組んでいますが、本事業を必要とする量（ニーズ）及び確保方策（担い手・受け皿）は未確定であるため、引き続き、事業の必要性を含めて検討を行い、必要に応じて、中間見直しにおいて方向性の修正を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
確保方策(実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

※令和7年度以降の実施体制等未確定であるため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略

⑩ 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域の子育てを支援するため、親子遊びなど乳幼児とその保護者の交流を促す場を設け、育児講座や育児相談などを開催します。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2～3年度において利用人数が減少し、令和4年度以降は利用人数が増加しておりますが、保育所等の利用割合の増加や人口減少の影響があることから、今後は横ばいまたは緩やかな減少の傾向が続くと考えております。

【確保方策の算出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった令和2～3年度実績を除いた、令和元年度、令和4年度、令和5年度の利用者数及び0歳から2歳児の人口に基づく利用者割合に、令和7年度以降の人口の推計値を乗算して算出しました。

【確保方策の方向性】

乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施します。

市民ニーズを考慮し、事業の利用状況をみながら、必要に応じて計画（確保方策）の見直しを行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (月あたり延べ利用人数)	5,317人	5,181人	5,059人	4,941人	4,825人
確保方策(実施体制)	・公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施				

⑪ ファミリーサポートセンター事業

【事業内容】

乳幼児や児童（小学生）の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行う者（提供会員）との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。

【今後の方向性】

オンラインでの会員登録、業務システムの活用等、事業者による取組に加えて、子育て世帯における家庭状況の多様化などにより、今後も緩やかな増加傾向が続くものと想定しています。

【量の見込みの算出方法】

令和5年度までの利用実績を踏まえ、令和5年度利用人数から各年度1%増加していくと見込み、算出しています。

【確保方策の方向性】

ファミリーサポートセンター事業を継続して実施し、利用人数の増加に合わせた提供会員の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （延べ利用人数）	2,772人	2,799人	2,826人	2,854人	2,882人
確保方策 （延べ利用人数）	2,772人	2,799人	2,826人	2,854人	2,882人
確保方策 （提供会員人数）	148人	149人	150人	151人	152人

⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

留守家庭の割合については、増加傾向が見込まれる一方、少子化の影響もあり、利用人数は減少傾向となるものと見込まれます。

【量の見込みの算出方法】

令和2年度から令和6年度の全生徒数に対する、放課後児童クラブ利用者数の割合から、令和7年度以降の利用割合を見込み、各年度の児童数を乗算して算出しました。

【確保方策の方向性】

市民ニーズに対応するため必要な地域（校区）を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給・確保します。

安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢のひとつとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (利用実人数)	2,684人	2,648人	2,628人	2,576人	2,514人
1年生	778人	768人	762人	747人	729人
2年生	752人	741人	736人	721人	704人
3年生	537人	530人	526人	515人	503人
4年生	322人	318人	315人	309人	302人
5年生	188人	185人	184人	181人	176人
6年生	107人	106人	105人	103人	100人
確保方策 (利用定員数)	2,997人	2,997人	2,997人	2,957人	2,917人

⑬ 一時預かり事業

【事業内容】

一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業であり、主な実施形態は下記のとおりです。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や認定こども園等で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業
幼稚園型Ⅰ	幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育期間の前後又は長期休業日等に一時的に預かる事業
幼稚園型Ⅱ	幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児について、定期的に預かる事業

【今後の方向性】

（幼稚園在園児）

令和元年度に開始した幼児教育・保育の無償化により、延べ利用人数は増加傾向にありましたが、1号認定子ども数が減少傾向のため、今後につきましては、延べ利用人数も緩やかな減少が想定されます。

（幼稚園在園児以外）

利用者数が減少傾向であり、今後も施設利用率の上昇や少子化等の影響で減少傾向が想定されるため、当該状況に沿って試算しています。

【量の見込みの算出方法】

（幼稚園在園児）

令和7年度以降の3歳～5歳児の人口推計に占める1号認定児童数に、令和元年度から令和5年度までの5年間における利用実績に基づく1人当たりの利用数を乗算して算出しました。

（幼稚園在園児以外）

令和2年度から令和5年度までの利用実績から利用人数の伸び率平均を算出し、令和7年度以降の各年度の前年度利用人数見込に乗算し算出しました。

【確保方策の方向性】

保育所・認定こども園等において、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】 幼稚園在園児

幼稚園在園児	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	118,399人	111,382人	106,456人	103,500人	100,953人
確保方策 (延べ利用人数)	118,399人	111,382人	106,456人	103,500人	100,953人

【量の見込みと確保方策】 幼稚園在園児以外

幼稚園在園児以外	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	2,165人	1,946人	1,754人	1,586人	1,439人
確保方策 (延べ利用人数)	2,165人	1,946人	1,754人	1,586人	1,439人



⑭ 延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

少子化の影響により、減少傾向が想定されます。

【量の見込みの算出方法】

令和元年度から令和5年度の5年間における、利用者割合及び年度間の変動状況を勘案した利用者割合に、令和7年度以降の0歳～5歳児人口の推計値を乗算して算出しました。

【確保方策の方向性】

保育所、認定こども園等において1時間以上の延長保育事業を実施しており、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (利用実人数)	2,730人	2,612人	2,523人	2,459人	2,399人
確保方策 (利用実人数)	2,730人	2,612人	2,523人	2,459人	2,399人

⑮ 病児保育事業

【事業内容】

保護者が就労している場合等において、体調不良の児童（病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合）を病院に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2～4年度における利用実人数は減となっておりましたが、令和5年度は増加しました。しかしながら、少子化の影響等を勘案し、今後は緩やかな減少の傾向となるものと見込んでおります。

【量の見込みの算出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった、令和2～4年度実績を除いた、令和元年度と令和5年度の利用者割合（病児保育利用者数／0歳～12歳児人口）に、令和7年度からの人口推計値を乗算して算定しました。

【確保方策の方向性】

児童の急な体調変化にも対応できるよう、医師会の協力のもと医療機関と連携して、小児科併設の病児保育室で病児保育事業（病児対応型）を実施しており、今後も地域バランスを考慮しながら継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み （延べ利用人数）	1,967人	1,885人	1,811人	1,737人	1,670人
確保方策 （延べ利用定員数）	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。

【今後の方向性】

保護者が利用する施設の違いで同収入世帯の副食費負担が生じないよう公平性の観点からも引き続き実施が必要と考えます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
	新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施 他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討				

※量の見込み及び確保方策を「実施の有無」で判断するため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略

⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

本事業のうち、令和6年度から、「認定こども園特別支援教育・保育経費」（健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業）を開始しており、継続して実施します。また、他事業においては、国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施

※量の見込み及び確保方策を「実施の有無」で判断するため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 《新規》

【事業内容】

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

在宅児童の支援において、地域ごとの保育ニーズや実施施設数のバランスを考慮して、こども誰でも通園制度を実施する必要があります。

【量の見込みの算出方法】

こども家庭庁から示された算出式に基づいて、対象年齢の未就園児数に1人当たりの月の利用限度時間乘じ、それを職員1人当たりの月の受け入れ可能時間で除した人数から、一時預かり事業の利用実績を考慮して、量の見込みを算出しました。

【確保方策の方向性】

保育所等の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施意向を確認しながら、実施施設や実施時期、受入れ人数等を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み (利用実人数)	34人	令和8年度以降は「地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等のための支援給付」に移行し、一時預かり事業の利用実績を考慮しながら実施する。			
	確保方策 (利用実人数)	34人				
1歳児	量の見込み (利用実人数)	13人				
	確保方策 (利用実人数)	13人				
2歳児	量の見込み (利用実人数)	13人				
	確保方策 (利用実人数)	13人				

⑨ 児童育成支援拠点事業《新規》

【事業内容】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

本事業については、本事業を必要とする量（ニーズ）は一定数あるものと推察されるものの、確保方策（担い手・受け皿）は未確定であるため、引き続き、事業の必要性を含めて検討を行い、必要に応じて、中間見直しにおいて方向性の修正を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
確保方策(実施体制)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

※令和7年度以降の実施体制等未確定であるため、「量の見込みの算出方法」及び「確保方策の方向性」は省略

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる施設であり、保護者や子どもの環境に合わせた利用が可能となる施設です。

今後も、市民ニーズの把握を行いながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及を継続するとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を実施します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児教育・保育全般に関する調査・研究を担う幼児教育センターにおいて、保幼小連携に関することや赤ちゃんふれあい（いのちを育む）事業についての調査・研究を行います。また、乳幼児教育・保育施設と小学校及び義務教育学校に対し研究結果の情報発信を行うとともに、市民や関係者向けにホームページ等でも情報を公開しています。

さらに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等のニーズに応じて、特別支援教育講座や実技講座等の内容を見直し、研修事業の充実と保育の質向上を図るとともに、「西九州させば広域都市圏」関係自治体の保育者等を対象に加えた研修会等を開催します。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに保育所、幼稚園及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期から児童期への滑らかな接続を図るため、保幼小連携講座を開催するとともに、令和2年度に『保幼小連携接続カリキュラムガイドライン』を、令和5年度に『佐世保市幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録・幼保連携型認定こども園園児指導要録・認定こども園こども要録～作成と送付について～(第2版)』を発行し、令和6年度も保幼小連携の推進に努めています。

引き続き、保幼小連携推進会議を中心に、施設長会や担当者会等において、関係施設間の相互理解を深め、より互恵性のある保幼小の連携を目指します。

